|  |  |
| --- | --- |
| **少量危険物貯蔵・取扱届出書** | |
| **内　　容** | **少量危険物**：指定数量の５分の１以上（個人の住宅の場合は２分１以上）、指定数量未満の危険物を貯蔵・取り扱う場合に届出が必要です。  **指定可燃物**：日高西部消防組合火災予防条例別表第８の指定可燃物を同表の数量以上の量を貯蔵・取り扱う場合に届出が必要です。 |
| **根拠法令** | 日高西部消防組合火災予防条例　第５２条　による |
| **届出時期** | あらかじめ |
| **提出部数** | ２部 |
| **添付書類** | 付近見取図、平面図（タンク、標識・掲示板位置、配管、消防用設備等）、仕様書 |
| **備　　考** | 少量危険物の場合、タンクの固定方法の記載、１日最大取扱量にかかる積算表が必要です。  また、タンクの固定方法に一定の条件がありますので、事前に管轄の消防署にお問い合わせ下さい。 |